令和５年度　大津市立逢坂小学校

令和５年４月～令和６年３月末まで

「いじめ防止基本方針」

はじめに

児童が一人の人格として尊重され、夢と希望を持って、健やかに成長してくれることが学校・家庭・地域を含めた私たちみんなの願いです。そこで本校では、教育目標に「人・自然と豊かに関わる子どもの育成」を掲げ、〈いじめをしません〉〈いじめをさせません〉〈いじめを見のがしません〉というスローガンの下、日々取り組んでいるところです。

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものです。それゆえ、いじめの問題への対応は学校を含め、社会全体における最重要課題となっています。

こうしたいじめからすべての児童を守るためには、教職員一人ひとりが「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければなりません。

そこで本校では、いじめ防止に向け子どもの最善の利益の実現を目指し、「いじめ防止対策推進法」（平成２５年法律第７１号。以下「法」という。）第３条や「大津市子どものいじめの防止に関する条例」（平成２５年４月１日施行。以下「条例」という。）第２条に規定する「基本理念」に則し、大津市教育委員会をはじめ保護者の方、地域の方々、関係機関等と適切に連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止および早期発見に取り組むとともに、本校に在籍する児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処すべく、次のような基本方針で臨みます。

１　いじめ防止対策の基本的な考え方

誰もが、いじめが児童の尊厳を脅かし、重大な人権侵害であるとの認識を持つとともに児童が一人の人格として尊重され、夢と希望を持って、健やかに成長してくれることが、学校・家庭・地域の願いであるとともに、責務でもあります。そのことを踏まえたいじめ防止の対策は、学校の内外を問わず学校・家庭・地域・関係機関がお互いに協力して、児童が安心して生活し、学習その他の活動に取り組むことができる環境を整え、いじめが行われなくなるようにすることを旨として取り組まなければなりません。

また、いじめを受けた児童については、その声に耳を傾け、児童の置かれている状況や気持ちを理解しながら、その思いを児童の心に寄り添って関わっていくことが大切です。そして、このことを通して、児童自身の力でいじめ問題を解決できるよう支援していくことも重要であると考えます。

＜いじめ防止に向けての基本姿勢＞

いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有します。また、いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全教職員で示します。

① いじめの未然防止

いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものであることを踏まえ、より根本的にいじめの問題を克服するためには、すべての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が重要です。

このため、本校では児童一人ひとりが安心して生活できる場所、相談しやすい雰囲気、いじめを訴えやすい雰囲気をつくっていくことを目指していきます。具体的には、児童の下校後に教室点検をし、教室を整えます。児童にとってわかりやすい授業を心掛け、基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を育てて自己有用感や自尊感情を育むことができるように努めます。そして「よく気がついた」「よく頑張った」など、褒める・励ます一言をかけます。また、教師一人ひとりがさらに道徳の時間の充実を図り、全学年で「命の大切さ」について考え学ぶ授業を行います。そして「いじめは絶対に許されない」という認識を児童が持つように、学級活動や児童会活動などの特別活動を通して、より良い人間関係の構築を目指します。

ついては、上記のことに関して、本校では以下のような取り組みを重点的に進めます。

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
（１）子どもの主体的な参画		
a	児童会及び生徒会を主体とした活動の推進	・挨拶運動やイエローリボン運動、いじめま宣言等の児童会（児童スマイル委員会）が主体となった取り組みを行う。
b	学校・学級及び個人のいじめ防止に関する取組目標の設定	・学校目標周知のもと、いじめのない学級にするための学級目標を設定し、学級の一員としての意識を高める。 ・いじめ防止啓発月間の取組で、いじめま宣言（個人・クラス）を作成し、掲示する。
（２）子どもに対する教育・啓発		
a	子どもの心を豊かにする教育の推進	・道徳の学習を通して、学校生活のあらゆる場で命の大切さを学ばせる。

b	自他ともに認め合う人権教育の推進	・自尊感情を高める学級経営と普遍的視点からの人権教育を実施する。
c	いじめ問題にかかる子どもの解決力を育むための教育の推進	・学年・学級経営の中で、よりよい集団にするために行動できる児童を育てる。
d	専門家によるいじめ問題や人権教育等にかかる授業の実施	・弁護士等専門家による出前授業を実施する。
e	子どもの存在や意見が大切にされる授業づくり・学級づくりの推進	・日々の授業に「学び合い」を取り入れたり、個に応じた指導をしたりして授業改善に取り組むことで、一人ひとりの成就感や充実感を高める。
f	いじめ防止啓発月間・人権週間における取組	・SOS アンケートや全員面談を実施する。 ・「友情」「生命尊重」をテーマとした教材での授業を実施する。
g	思いやりの心を育てる異年齢交流の推進	・縦割り活動や５・５交流を実施する。
h	ネット上のいじめを含めた情報モラル教育の推進	・インターネット等によるいじめ対策に係る授業を実施する。
（３）教員に対する研修・支援		
a	いじめ対策に関する校内研修の実施及びいじめ対策の取組にかかわる教員体制の整備	・年に２回以上、いじめ問題を含む生徒指導に関する校内研修会を実施する。
b	学校いじめ防止基本方針及びいじめ対策担当教員等の周知	・年度初めの会議で、いじめ防止基本方針を提案することで周知徹底し、全教職員の共通理解のもとで進められるようにする。
c	いじめ事案対応にかかる教員への指導・助言及び組織的支援体制の充実	・児童支援委員会や定例のいじめ対策会議を中心に相談しやすい体制を作り、報告や連絡を密にする。
（４）その他		
学校独自の取組		・毎日、教職員が校門付近や昇降口であいさつ運動を行い、多くの目で見守る。

	・一部教科担任制や交換授業を行い、多くの目で児童を観ることで児童の変化等に気づけるようにする。

② いじめの早期発見

いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく、また事実認定が難しいものです。しかしながら、いじめやその疑いを見逃してしまうと、より深刻な状況を招いてしまいます。

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であることから、すべての大人が連携し、児童の些細な変化に気づく鋭い観察力を高めることが必要です。

このため、本校では日頃から教職員が子どもたちの様子をしっかり観察するとともに、少しでも気になることがあれば、背景にいじめがあるのではないかという疑いの目を持って、適切な対応をするよう心掛けます。いじめられている子どもにとっては、周囲に相談しにくいものであることから、児童が安心して相談できるように教職員は日頃から積極的に児童に声をかける等、児童との信頼関係の構築に努めます。また、定期的なアンケートの実施や教育相談の機会を設け、より多くの大人や児童同士が一人ひとりの悩みに気付き迅速に対処していきます。

さらに教職員間の情報共有はもちろん保護者や地域住民、関係機関との緊密な連携を図るなど、組織的に連携・協働できるように努めるとともに、教職員の研修会を実施し資質向上に努めます。

ついては、上記のことに関して本校では以下のような取り組みを重点的に進めます。

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
（１）いじめに関する情報収集		
a	いじめに関する定期的なアンケート調査の実施	・月１回程度 SOS アンケートを行う。
b	いじめ対策担当教員を中心としたいじめの疑いを含めた情報の集約	・SOS アンケートを複数の目でチェックする。
c	いじめが発生するピーク時の校舎内及び校門等における見守り活動の実施	・朝の登校指導や休憩時間、昼休みの校舎内の見守り活動を強化する。

d	いじめ等の悩みの把握及び教育相談の実施	・６月と１０月に全員面談を実施するとともに日頃から児童の声に耳を傾け、悩みや不安な気持ちを把握するよう努める。
e	日頃からの家庭との連携及び情報交換の実施	・気になる児童の保護者と日頃から積極的に連絡を取ったり家庭訪問を行ったりして、関係作りに努め、情報交換をする。
f	ネット上のいじめにかかる保護者との連携強化	・ネット上のいじめにかかる内容を学校便り等へ掲載したり、懇談会で話題にしたりすることで、連携を強化する。
（２）いじめに関する情報共有		
a	いじめ事案の情報共有を図るための「いじめ対策委員会」の開催	・毎週１回、および緊急時に開催する。 ※「拡大いじめ対策委員会」は学校協力者会議と兼ねることとし、年３回実施する。
b	学年及び校種を越えた情報共有の推進	・週１回のいじめ対策委員会で全教職員の情報共有を図るとともに、保幼小中連絡会等でも積極的に情報を共有していく。
（３）その他		
学校独自の取組		・一部教科担任制や学年間の交換授業により、複数で児童を観る。
		・毎日、教職員が校門付近や昇降口であいさつ運動を行い、児童の変化等により早く気づくことができるようにする。

③ いじめへの対処

児童からいじめの相談を受けた段階、あるいはいじめがあることが確認された段階では、すでに深刻な状況にあるとの認識に立つ必要があります。

このため本校では、いじめがあった場合はもちろんのこと、いじめの疑いがある段階で「いじめ対策委員会」を開催し、情報の共有を図るとともに、指導方針等について検討し直ちに対処します。その際、何よりいじめられた側の立場に立って、子どもの「つらさ」を共感的に受け止めるように努めます。少しでも児童に被害感があれば、いじめの「事実」と捉え、丁寧に対応します。「それくらいは大丈夫」と安易に判断することなく、児童の気持ちに寄り添って、その声にじっくりと耳を傾けます。児童からの聞き取りにあっては、この大人なら話しても大丈夫と思えるような信頼関係を日頃から築き、相談しやすい環境づくり

に努めます。また、事案によってはスクールカウンセラーや専門機関と連携し、より適切な対応ができるようにします。さらに、加害児童への適切な指導で再発の防止に努めます。事象だけを追うのではなく、加害児童が何に悩んでいるのか、いじめの原因や背景を理解するように心掛けます。児童の抱える「しんどさ」を理解した上で「だめなことはだめ」と指導することを徹底します。

また、日頃より教職員間で、いじめを把握した場合の対処のあり方について共通理解を図るとともに、迅速かつ的確に対処できるよう、関係機関との連携に努め、情報共有する体制を構築します。子どもの健全育成のためには保護者との連携も欠かせません。子どもの健やかな成長を願い、日頃から保護者との協力体制を築きます。さらに、必要に応じて警察や福祉施設など関係機関との適切な連携を図ります。

ついては、上記のことに関して本校では以下のような取り組みを進めます。加えて、児童のエンパワーメント（児童が持っている本来の力を引き出すこと）の視点を持つことを心掛けます。児童は、根本では自分で解決しなければならないと思っていると捉え、児童自身が訴えたり、問題を解決したりできる力を引き出すこと（エンパワーメント）が大切であるという視点を持つようにします。このエンパワーメントは、大人と子どもとの信頼関係づくりがあって、はじめて可能となります。「子どもの目線」に立って、子どもの話をしっかり聞くことを大切にし、事後指導を含め、自分たちで解決する力の育成や学年や学校、クラス単位での中長期的な人間関係の修復に努めます。

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	組織的にいじめ事案に対処するための「いじめ対策委員会」における対応	・いじめ対策委員会で事案を共有するとともに、管理職・養護教諭・いじめ担当教員・担任による様々な角度からの情報を分析し、方針を確立する。
b	いじめ事案の解決に向けた対応	・早期対応で、児童や保護者の気持ちに寄り添った児童支援や保護者対応を心がけ、併せて関係機関との連携を取る。
c	ネット上のいじめへの対応	・関係児童の早期把握に努め、情報を確実に削除する。
d	重大ないじめ事案に関するアンケート調査の実施	・実態把握するために情報提供しやすいアンケート内容を検討し、早急に実施する。
e	いじめ事案が生じたときの保護者への情報提供	・被害、加害に応じて児童と保護者の気持ちに寄り添いながら、事実を正確に伝える。

その他	
学校独自の取組	・一部教科担任制や学年間の交換授業により、複数で児童を観る。
	・普段から情報を共有しておくことで、迅速な早期対応ができるようにしておく。

２　「いじめ対策委員会」と「拡大いじめ対策委員会」の設置

全教職員での「いじめ対策委員会」を週１回開催し、各学年のいじめやその疑いのある事案の把握および指導方針の共通理解に努めます。また、いじめやいじめの疑いに該当する事案があった場合には、早急に、校長、教頭、生徒指導主任、教務主任、いじめ対策担当教員、教育相談担当、養護教諭、該当学年全担任等による「いじめ対策委員会」を開催し、組織的に対処するための対策を検討・推進します。

さらに、保護者や地域等を対象に、基本方針の説明や意見聴取、評価を行うための「拡大いじめ対策会」を年３回実施し、本校のいじめ対策の取り組みの検証を行います。

「いじめ対策委員会」の役割等については、以下のとおりとします。

①役割

ア）いじめの防止等の取り組みの年間計画を作成する。

イ）いじめの防止等の取り組みについて、すべての教職員間で共通理解を図る。

ウ）いじめの防止等の取り組みの実施、進捗状況の確認を行う。

エ）児童や保護者、地域に対し、いじめの防止等の取り組みについての情報発信やいじめに関する意識啓発のための取り組みを行う。

オ）いじめの疑いや児童の問題行動などに関する情報の収集と記録、共有を行う。

カ）いじめの疑いに関する情報があった時には緊急の会議を開催し、いじめの情報の迅速な共有を図り、教職員や関係のある児童等への事実関係の聴取、児童に対する支援・指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を行う。

キ）いじめとして対応すべき事案か否かの判断を行う。

ク）重大事態に係る調査の母体となり、調査を行う。

ケ）PDCA サイクルに基づき、毎年いじめの防止等の取り組みの検証を行うとともに、その結果等を勘案して、必要に応じて学校いじめ防止基本方針の見直しを行う。

②構成員

＜定例及びいじめ事案発生時のいじめ対策委員会：個別のいじめ事案の対応等を協議＞

構成員は、週１回の定例会は全教職員、事案発生時の会は、校長、教頭、教務主任、いじ

め対策担当教員、生徒指導主任、教育相談担当、養護教諭、該当学年全担任とし、個々の事案に応じて、関係の深い教職員や学校に派遣されているスクールカウンセラーを追加します。

また、事案の性質上、必要に応じて、市教委指導主事の他、心理や福祉の専門家、弁護士、医師などの外部専門家の参加を得ます。

＜拡大いじめ対策委員会：学校のいじめ防止対策全般や基本方針の進捗状況等を協議＞

構成員は、校長、教頭、教務主任、いじめ対策担当教員、生徒指導主任、養護教諭等の学校教職員の他、自治連合会会長、ＰＴＡ会長、青少年育成学区民会議会長、主任児童員等の学校関係者とします。拡大いじめ対策委員会は、年３回の学校協力者会議と兼ねて実施します。

③関係する校内委員会等との連携

いじめの防止等の取り組みの実施に当たっては、児童支援委員会（生徒指導・教育相談・特別支援教育）や人権教育部会等と役割分担し、連携して取り組みます。

④　いじめ事案対応フロー図

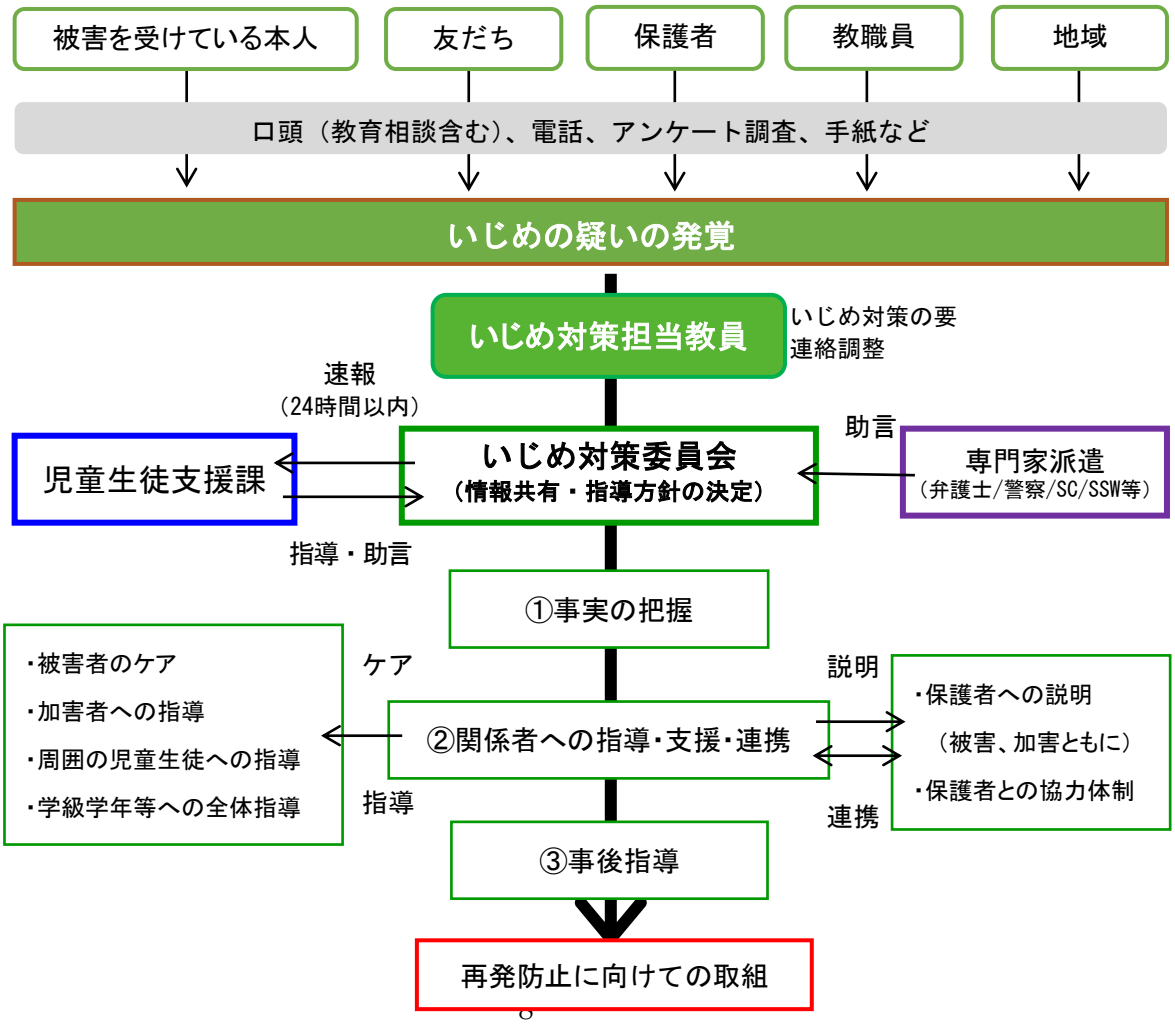

３　その他いじめ防止等のための対策に関する重要事項

（１）基本方針、年間計画の見直し

具体的な施策ごとに設定した目標について、その進捗状況を定期的に確認し、年度末に目標の達成状況（活動実績）を自己評価します。また、評価に際しては、目標の達成状況（活動実績）を評価するとともに、それらの取り組みがいじめ防止にどのような効果があったのかについて考察し、取組内容や方法の見直しを検討します。このような取り組みを通して、策定した学校基本方針や年間計画を PDCA サイクルに基づき、毎年見直します。

（２）基本方針、年間計画の公開

策定した学校基本方針や年間計画は、学校のホームページなどで公開します。
また、年度当初に児童や保護者、地域関係者にわかりやすく説明します。

４　いじめ防止等に向けた年間計画　　＜大津市立逢坂小学校＞

月	活動内容・取り組み	備考
4	職員会議＜児童理解＞（①・②・③） 児童支援委員会（①・②・③） 保護者との個別懇談会（②・④）	
5	ＳＯＳアンケート実施　（②） 第１回　子どもを語る会　（①） 児童支援委員会（①・②・③）	
6	児童支援委員会（①・②・③） いじめ防止啓発月間（①・②・④） 教育相談＜全児童＞（①・②） ＳＯＳアンケート実施　（②） いじめ防止のためのいじめま宣言（個人の行動宣言）づくり（①・④） 拡大いじめ対策委員会（④）	・児童会活動を中心にした取組の実施
7	児童支援委員会（①・②・③） スマホ・ゲーム機についての情報モラル教育（①・④） 保護者との個別懇談会（④）	
8	児童支援委員会（①・②・③） 第２回　子どもを語る会　（①） ストレスマネジメント・ソーシャルスキル等に関する校内研修会（①・②・④）	
9	児童支援委員会（①・②・③） ＳＯＳアンケート実施　（②） ストレスマネジメント・ソーシャルスキルの実践(①)	

10	児童支援委員会（①・②・③） いじめ防止啓発月間（①・②・④） 教育相談＜全児童＞（①・②） ＳＯＳアンケート実施　（②） イエローリボン運動　・　いじめま宣言（クラスの行動宣言）クラスの合い言葉　（①・④）	・児童会活動を中心にした取り組みの実施

11	児童支援委員会（①・②・③） ＳＯＳアンケート実施　（②） 拡大いじめ対策委員会（④）	
12	児童支援委員会（①・②・③） 人権週間の取組＜標語・ポスター・作文＞　（①・④） 保護者懇談会（④）	
1	児童支援委員会（①・②・③） ＳＯＳアンケート実施　（②）	
2	児童支援委員会（①・②・③） ＳＯＳアンケート実施　（②） 教育相談＜全児童＞（①・②） 保護者懇談会（④） 拡大いじめ対策委員会（④）	
3	児童支援委員会（一年間の取組の見直しと来年度に向けての改善点）（①・②・③）	
年間を通じて	朝のあいさつ運動（登校指導）（①・②・④） 下駄箱チェック　（①・②） いじめ対策委員会＜週一回＞　（①・②・③） スクールカウンセラーによる教育相談 （①・②・③・④）	

※いじめの未然防止に関すること・・・①
いじめの早期発見に関すること・・・②
いじめの早期対応に関すること・・・③
いじめ防止に関する家庭・地域・関係機関等との連携に関すること・・・④

＊上記の「逢坂小 いじめ防止基本方針」は毎年、年度末に検討して、加筆・修正し、よりよいものに見直していくことにする。